

【インフルエンザ感染症罹患から登園までの流れ】

別紙 1

- ①発熱・咳・鼻水・下痢などの症状があり受診
- ②医師よりインフルエンザ感染症（〇型）と診断される
- ③発症日を医師に確認をする
- ④園へ結果を電話で報告（欠席連絡をお願いします）
- ⑤自宅で療養中、一日3回以上の検温をし、別紙1に沿って裏面、別紙2の熱型表に体温を記入する
- ⑥登園予定日の前日までに園に電話し、体調と登園可能日を確認する。（電話の際、お手元に記録した

別紙2の熱型表をご用意ください。

- ⑦登園当日、療養解除届および別紙2の熱型表を確認させて頂き登園

※登園時、療養解除届と別紙2の熱型表を確認させて頂きます。日数や登園可能日にズレがあり、登園停止期間内の場合には再度自宅で様子を見て頂きます。

※療養解除届と別紙2の熱型表は保育園にあります。また、園ホームページの「お知らせ」からもダウンロードできます。

【療養解除届の注意事項】

- 1 発症日 病院を受診した日ではなく、発熱などのインフルエンザ様症状が始まった日で、その日を〇日と考えます。
- 2 解熱した日 1日の中で発熱と解熱が両方あった場合はその日は発熱日となります。
1日のどの時間に測っても平熱であること
※一度解熱し、再度発熱した場合には、必ず医師の相談を受けてください。
- 3 登園開始日 热型表に体温をつけながら、早見表を参考にされてください。

【例：インフルエンザ出席停止早見表】

